

# 令和6年度野田市予算書

附・予算に関する説明書

## 目 次

### 予算書

一般会計予算 .....	1
国民健康保険特別会計予算 .....	15
介護保険特別会計予算 .....	20
後期高齢者医療特別会計予算 .....	25

### 予算に関する説明書

一般会計予算 .....	28
国民健康保険特別会計予算 .....	371
介護保険特別会計予算 .....	414
後期高齢者医療特別会計予算 .....	466

# 予 算 書

一 般 会 計 予 算

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

# 一 般 会 計 予 算

議案第 1 号

令和6年度野田市一般会計予算

令和6年度野田市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,565,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
01 市税		22,671,051
	01 市民税	9,296,358
	02 固定資産税	10,586,789
	03 軽自動車税	478,846
	04 たばこ税	1,241,373
	05 都市計画税	1,067,685
02 地方譲与税		414,300
	01 地方揮発油譲与税	95,300
	02 自動車重量譲与税	300,200
	03 森林環境譲与税	18,800
03 利子割交付金		11,500
	01 利子割交付金	11,500
04 法人事業税交付金		295,800
	01 法人事業税交付金	295,800
05 地方消費税交付金		3,730,800
	01 地方消費税交付金	3,730,800
06 配当割交付金		138,600

(単位 千円)

款	項	金額
	01 配当割交付金	138,600
07 株式等譲渡所得割交付金		165,000
	01 株式等譲渡所得割交付金	165,000
08 ゴルフ場利用税交付金		160,500
	01 ゴルフ場利用税交付金	160,500
09 自動車取得税交付金		1
	01 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		72,700
	01 環境性能割交付金	72,700
11 地方特例交付金		856,705
	01 地方特例交付金	832,347
	02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	24,358
12 地方交付税		5,880,599
	01 地方交付税	5,880,599
13 交通安全対策特別交付金		14,405
	01 交通安全対策特別交付金	14,405
14 分担金及び負担金		376,128

(単位 千円)

款	項	金額
	01 負担金	376,128
15 使用料及び手数料		1,064,436
	01 使用料	632,253
	02 手数料	432,183
16 国庫支出金		8,526,108
	01 国庫負担金	7,416,870
	02 国庫補助金	1,066,658
	03 委託金	42,580
17 県支出金		3,917,188
	01 県負担金	2,663,974
	02 県補助金	918,864
	03 委託金	334,350
18 財産収入		105,853
	01 財産運用収入	29,593
	02 財産売払収入	76,260
19 寄附金		172,683
	01 寄附金	172,683

(単位 千円)

款	項	金額
20 繰入金		680,177
	01 基金繰入金	634,969
	02 他会計繰入金	45,208
21 繰越金		500,000
	01 繰越金	500,000
22 諸収入		1,243,666
	01 延滞金加算金及び過料	22,001
	02 市預金利子	21
	03 貸付金元利収入	214,554
	04 雑入	1,007,090
23 市債		2,566,800
	01 市債	2,566,800
歳 入 合 計		53,565,000

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		355,022
	01 議会費	355,022
02 総務費		4,807,402
	01 総務管理費	3,571,165
	02 徴税費	554,475
	03 戸籍住民基本台帳費	435,752
	04 選挙費	162,879
	05 統計調査費	33,308
	06 監査委員費	49,823
03 民生費		24,571,090
	01 社会福祉費	6,487,013
	02 老人福祉費	4,646,345
	03 児童福祉費	10,014,295
	04 生活保護費	3,423,437
04 衛生費		4,500,006
	01 保健衛生費	2,066,666
	02 清掃費	2,431,842

(単位 千円)

款	項	金額
	03 上水道費	1,498
05 労働費		66,628
	01 労働諸費	66,628
06 農林水産業費		685,673
	01 農業費	665,819
	02 林業費	19,854
07 商工費		330,488
	01 商工費	330,488
08 土木費		3,995,569
	01 土木管理費	201,256
	02 道路橋りょう費	942,005
	03 河川費	43,497
	04 都市計画費	2,737,735
	05 住宅費	71,076
09 消防費		1,938,560
	01 消防費	1,938,560
10 教育費		7,032,470

(単位 千円)

款	項	金額
	01 教育総務費	1,041,204
	02 小学校費	967,260
	03 中学校費	554,128
	04 幼稚園費	802,714
	05 社会教育費	1,401,737
	06 保健体育費	2,265,427
11 災害復旧費		2
	01 公共土木施設災害復旧費	1
	02 文教施設災害復旧費	1
12 公債費		4,729,174
	01 公債費	4,729,174
13 諸支出金		346,496
	01 基金費	346,496
14 予備費		206,420
	01 予備費	206,420
歳 出 合 計		53,565,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
02 総務費	01 総務管理費	本庁舎エレベーター改修工事	110,550	令和6年度	33,165
				令和7年度	77,385
08 土木費	04 都市計画費	立地適正化計画策定業務委託	24,200	令和6年度	9,600
				令和7年度	14,600

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
共 用 自 動 車 借 上 料	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 8 年 度 ま で	996千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス 車 両 借 上 料	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 14 年 度 ま で	73,138千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
バ ス ロ ケ ー シ ョ ン シ ス テ ム 使 用 料	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 9 年 度 ま で	2,119千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス 運 行 事 業	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 9 年 度 ま で	350,878千円にバスの運行に係る条件の著しい変化による増減額を加算した額の範囲内
固 定 資 産 税 評 価 替 え に 伴 う 評 価 及 び 課 税 に 関 す る 技 術 支 援 並 び に 調 査 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 9 年 度 ま で	31,402千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
こ だ ま 学 園 受 変 電 設 備 改 修 工 事	令 和 6 年 度 か ら だ 令 和 7 年 度 ま で	68,182千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
関 宿 地 域 一 般 廃 棄 物 収 集 委 託 料 ( 可 燃 )	令 和 6 年 度 か ら だ 令 和 11 年 度 ま で	1,115,800千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野 田 地 域 一 般 廃 棄 物 収 集 委 託 料 ( 桜 の 里 方 面 )	令 和 6 年 度 か ら だ 令 和 11 年 度 ま で	93,655千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
指 定 ご み 袋 供 給 事 業	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 9 年 度 ま で	225,805千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
中 小 企 業 融 資 資 金 利 子 補 給 金	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 13 年 度 ま で	未償還額について、最高年3%以内の割合で算出した金額
開 業 育 成 資 金 等 利 子 補 給 金	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 13 年 度 ま で	未償還額について、最高年1.5%以内の割合で算出した金額
道 路 照 明 保 守 点 検 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら だ 令 和 15 年 度 ま で	44,182千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

(単位 千円)

事 項		期 間	限 度 額
野 田 市 土 地 開 発 公 社 に 対 する 債 務 保 証		令 和 6 年 度 か ら 令 和 20 年 度 ま で	野田市土地開発公社が、金融機関から事業資金を借り入れたもの に対する債務保証
内 訳	公 有 地 の 拡 大 の 推 進 に 関 す る 法 律 第 4 条 及 び 第 5 条 に 基 づ く 用 地 取 得 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 20 年 度 ま で	500,000
	代 替 取 得 分	令 和 6 年 度 か ら 令 和 20 年 度 ま で	190,000
中 野 台 中 根 線 整 備 用 地 取 得 事 業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 20 年 度 ま で	事業費140,000千円及びこの事業費に対する利子の合計額
生 産 緑 地 地 区 買 取 り 事 業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 20 年 度 ま で	事業費50,000千円及びこの事業費に対する利子の合計額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 債	千円 10,800	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
庁 舎 施 設 整 備 事 業 債	123,400			
保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	54,300			
学 童 保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	23,500			
児 童 館 施 設 整 備 事 業 債	104,100			
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	89,100			
不 燃 物 処 理 施 設 整 備 事 業 債	44,700			
ご み 焼 却 施 設 整 備 事 業 債	190,400			
排 水 機 場 施 設 整 備 事 業 債	12,500			
堆 肥 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 債	5,000			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	89,400			
排 水 路 改 良 事 業 債	34,600			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 債	6,400			
中 野 台 中 根 線 整 備 事 業 債	11,800			
道 路 舗 装 事 業 債	45,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路改良事業債	千円 17,400	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
道路照明LED化事業債	89,000			
清水公園駅前線整備事業債	5,200			
連続立体交差事業債	471,400			
野田市駅西土地区画整理事業債	44,100			
清水上花輪線整備事業債	8,800			
東宝珠花柏寺線整備事業債	1,800			
今上木野崎線整備事業債	21,600			
愛宕駅東口駅前広場等整備事業債	39,600			
市営住宅改修事業債	4,600			
消防施設整備事業債	137,900			
防災行政無線整備事業債	8,400			
小学校施設整備事業債	91,500			
中学校施設整備事業債	66,900			
樺のホール施設整備事業債	206,800			
公民館施設整備事業債	27,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
給食センター施設整備事業債	千円 42,300	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
総合公園施設整備事業債	25,700			
福田体育館施設整備事業債	247,500			
臨時財政対策債	163,700			
合計	2,566,800			

# 国民健康保険特別会計予算

議案第 2 号

## 令和6年度野田市国民健康保険特別会計予算

令和6年度野田市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,732,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
01 国民健康保険料		2,833,135
	01 国民健康保険料	2,833,135
02 国民健康保険税		13,975
	01 国民健康保険税	13,975
03 一部負担金		1
	01 一部負担金	1
04 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
05 国庫支出金		81
	01 国庫補助金	81
06 県支出金		12,193,040
	01 県補助金	12,193,039
	02 財政安定化基金支出金	1
07 財産収入		1
	01 財産運用収入	1
08 繰入金		1,592,956
	01 他会計繰入金	1,528,856



歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		123,779
	01 総務管理費	108,990
	02 徴収費	14,535
	03 運営協議会費	254
02 保険給付費		12,028,613
	01 療養諸費	10,392,197
	02 高額療養費	1,583,598
	03 移送費	300
	04 出産育児諸費	41,018
	05 葬祭諸費	11,500
	80 傷病手当諸費	
03 国民健康保険事業費納付金		4,425,377
	01 医療給付費分	2,965,233
	02 後期高齢者支援金等分	1,101,415
	03 介護納付金分	358,729
04 保健事業費		128,455
	01 保健事業費	35,095



# 介護保険特別会計予算

## 令和6年度野田市介護保険特別会計予算

令和6年度野田市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,985,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
01 保険料		3,201,109
	01 介護保険料	3,201,109
02 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
03 国庫支出金		2,546,376
	01 国庫負担金	2,186,908
	02 国庫補助金	359,468
04 支払基金交付金		3,398,132
	01 支払基金交付金	3,398,132
05 県支出金		1,838,927
	01 県負担金	1,792,771
	02 県補助金	46,156
06 財産収入		1
	01 財産運用収入	1
07 繰入金		1,997,707
	01 一般会計繰入金	1,997,707
	80 基金繰入金	

(単位 千円)

款	項	金額
08 繰越金		2,051
	01 繰越金	2,051
09 諸収入		696
	01 延滞金加算金及び過料	339
	02 預金利子	1
	03 雑入	356
歳 入 合 計		12,985,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		293,458
	01 総務管理費	112,917
	02 徴収費	8,747
	03 介護認定審査会費	171,155
	04 計画推進等委員会費	639
	80 趣旨普及費	
02 保険給付費		12,245,166
	01 介護サービス等諸費	11,132,989
	02 介護予防サービス等諸費	275,031
	03 その他諸費	10,220
	04 高額介護サービス等費	329,587
	05 高額医療合算介護サービス等費	39,147
	06 特定入所者介護サービス等費	458,192
03 地域支援事業費		356,284
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	306,842
	02 一般介護予防事業費	24,124
	03 包括的支援事業・任意事業費	24,521

(単位 千円)

款	項	金額
	04 その他諸費	797
04 基金積立金		21,269
	01 基金積立金	21,269
05 公債費		313
	01 公債費	313
06 諸支出金		48,510
	01 償還金及び還付加算金	3,302
	02 繰出金	45,208
07 予備費		20,000
	01 予備費	20,000
歳 出 合 計		12,985,000

# 後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4 号

## 令和6年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度野田市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,562,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
01 後期高齢者医療保険料		2,093,633
	01 後期高齢者医療保険料	2,093,633
02 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
03 繰入金		458,106
	01 一般会計繰入金	458,106
04 繰越金		1,994
	01 繰越金	1,994
05 諸収入		8,266
	01 延滞金加算金及び過料	151
	02 償還金及び還付加算金	5,875
	03 預金利子	1
	04 雑入	2,239
歳入合計		2,562,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		43,409
	01 総務管理費	36,892
	02 徴収費	6,517
02 後期高齢者医療広域連合納付金		2,510,722
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	2,510,722
03 諸支出金		5,875
	01 償還金及び還付加算金	5,875
04 予備費		1,994
	01 予備費	1,994
歳 出 合 計		2,562,000